

住宅履歴情報の普及促進に関する調査等を実施する事業
(既存住宅長期利用環境整備事業)を
行う者に対する補助事業の開始についての公示

平成22年12月15日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎



次のとおり、住宅履歴情報の普及促進方策の検討を実施する事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅履歴情報の普及促進に関する調査等を実施する事業
(既存住宅長期利用環境整備事業)

(2) 事業目的

本事業は、住宅履歴情報の普及促進に関する調査等を実施する事業に対して国が必要な費用を補助することにより、既に住宅履歴情報の蓄積の取組を行っている消費者の実態を把握すると共に、実績に基づいた普及促進の取組方策を検討し、消費者への住宅履歴情報の普及促進を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

住宅履歴情報の普及促進方策の検討に関する次に掲げる事業
(特定の者の営利活動のための取組みは対象となりません。)

①住宅履歴情報の蓄積状況の現状調査及び分析

<調査の視点>

- ・住宅履歴情報を蓄積している住宅所有者の意識調査・傾向分析
- ・蓄積された住宅履歴情報の内容の詳細調査

②実績に基づく住宅履歴情報の蓄積・活用のビジネスモデルの調査・検討

<検討の視点>

- ・既存住宅・リフォーム市場における住宅履歴情報の活用の事例調査
- ・市場活性化のための効率的かつ有効な普及方策の検討・提案

(4) 事業期間

事業期間は、以下を予定している。

平成22年1月中旬 ～ 平成23年3月30日

2. 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、次の①から③までの全てを満たす者であることを要件とする。

① 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業の実施によって得た情報により営利を得る者ではないこと。
- ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

② 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・住宅履歴情報の活用の現状について理解を有していること。
- ・住宅履歴情報の蓄積実施者に対して調査が実施でき、専門的な調査・分析能力及び実施体制を備えていることなど提案事業を的確に遂行する能力を有すること。
- ・住宅履歴情報の蓄積を2年以上行っている者であること
- ・提案書において、業務内容毎に以下の内容を充足していること

①住宅履歴情報の蓄積状況の現状調査及び分析

- ・具体的な調査・分析方法を提案すること。
- ・調査対象数が3000件以上あり、全国を対象に調査を実施すること。
- ・対象とする住宅及び住宅供給者に偏りが無いこと。（特定の住宅供給者の作成する情報ではないこと。）
- ・住宅のメンテナンス等の取組状況及びその費用についても調査分析を行うこと。

②実績に基づく住宅履歴情報の蓄積・活用のビジネスモデルの調査・検討

- ・具体的な検討方法を提案すること。
- ・検討にあたっては実績に基づくビジネスモデルを分析し、調査・検討結果として複数の事例を示せること。

③ 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、または他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること

3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成22年12月15日から平成22年12月28日まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(3)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、e-mailにより交付。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成23年1月4日18時00分まで

②場所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 03-5253-8111(内線 39429) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール kuwahara-m235@mlit.go.jp

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部を提出。

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎
2009」「Adobe Acrobat Reader9.0」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

(3) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 高橋、^{くわはら} 栞原

電話 03-5253-8111(内線 39429) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール kuwahara-m235@mlit.go.jp

4. 補助対象事業者の選定方法

住宅履歴情報の普及促進に関する調査等を実施する事業を行うものに対する補助事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助対象事業者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(3)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 補助対象事業者は①及び②の事業を実施する者に限る(①または②のどちらかのみは不可。)
- (8) 詳細は説明書による。